

熊本県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により令和元年（2019年）10月3日から令和2年（2020年）1月27日までの間に実施した財政援助団体等の監査結果に関する報告について、同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）4月28日

熊本県監査委員	福島誠治
同	竹中潮
同	岩下栄一
同	山口裕

1 監査対象団体

公益財団法人熊本県立劇場、天草エアライン株式会社、一般財団法人熊本さわやか長寿財団、一般財団法人熊本テルサ、熊本県道路公社、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、肥薩おれんじ鉄道株式会社、豊肥本線高速鉄道保有株式会社、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団、公益社団法人熊本県林業公社、学校法人熊本マリスト学園、学校法人泉心学園、学校法人鎮西学園、学校法人九州ルーテル学院、株式会社お菓子の香梅、株式会社香梅、NPO法人ふるさと創生、国家公務員共済組合連合会熊本中央病院、カリノー&コロムビアくまもと応援共同体、熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ、株式会社キューネット、熊本産業文化振興株式会社、フィッシャリーナ天草株式会社、SFT共同企業体代表者有限会社三共緑地建設、くまもとファズ株式会社、ひとつづくりくまもとネット・三勢共同体

2 監査対象期間 平成30年度（2018年度）

3 監査の主眼

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が出資している団体、補助金等交付団体、公の施設の指定管理者の25団体について、平成30年度（2018年度）の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

（1）出資団体

- ・ 出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・ 会計経理等が適切に行われているか。

（2）補助金等交付団体

- ・ 補助等の目的に沿った事業が適正に実施されているか。
- ・ 補助等の効果は、十分に達せられているか。

（3）公の施設の指定管理者

- ・ 公の施設の管理及び利用状況について、管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・ 指定管理者制度実施の効果は表れているか。

4 監査結果

監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

なし

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象団体名 (所管課)	監 査 の 結 果
肥薩おれんじ鉄道株式会社 (交通政策課)	<p>(経営改善に向けての対策について)</p> <p>経営改善のため様々な営業努力がなされているが、道路交通網の整備や鉄道沿線人口の減少など社会情勢の変化もあり、鉄道利用者の減少傾向が続いている。</p> <p>平成 30 年度(2018 年度)の経常損益は、6 億 6,900 万円の赤字であり、経常赤字は開業以来 15 年連続で過去最大であった。赤字体質から脱却できないまま推移すれば、近い将来、債務超過に陥る事態も懸念される。</p> <p>出資法人と連携、協力しながら、中期経営計画の着実な推進を図り、経営改善に向けた対策について検討されたい。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。